海外で診療を受けた場合の請求について

被保険者（本人）又はその被扶養者（家族）の方が、海外に赴任中又は、海外旅行中に負傷や病気にかかった場合の費用については、国内における「保険診療の範囲内」で償還されます。但し治**療を受ける目的で海外に行った場合は健康保険の対象になりません。**

【必要書類】

（医科の場合）

① 「療養費支給申請書」

② 様式Ａ「診療内容明細書」　担当医師に証明をもらって下さい。
　様式Ｂ「領収明細書」　担当医師又は病院に証明をもらって下さい。
　現地で支払った領収書

③ 調査に係る同意書

④ パスポートの出国、入国、本人確認ができる箇所のコピー（※海外に赴任している方は不要）

（歯科の場合）

① 「療養費支給申請書」

② 領収明細書（歯科）　担当医師に証明をもらって下さい。
　現地で支払った領収書

③ 調査に係る同意書

④ パスポートの出国、入国、本人確認ができる箇所のコピー（※海外赴任任している方は不要）

【記入上の注意】

上記申請する用紙「療養費付加金支給申請書」「様式Ａ．Ｂ」「領収明細書（歯科）」は（人ごと）（各月ごと）（入院、外来ごと）に証明をもらい記入して下さい。

【例】４月に通院と入院し５月に退院した場合。

□療養費付加金支給申請書（様式Ａ、）

外来１枚　入院２枚　合計３枚必要です。

【注意事項】

□ 海外から申請する際は、会社の担当を経由してください。

□ 当組合からは、直接海外送金は行いません。国内給与振込口座に振込します。

□ 償還請求の時効は、病院等に費用を支払った翌日から数えて２年です。２年を過ぎると請求できません。

問合せ先

〒102-8452　東京都千代田区二番町８－８

ｾﾌﾞﾝ&ｱｲ･ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ健康保険組合

（電話）03-6238-2859　http://www.7andi-kenpo.or.jp